

第 3 回入札監視委員会会議録

1. 開催日時 平成 27 年 2 月 4 日（水）
午後 4 時 00 分～午後 5 時 20 分
2. 開催場所 高浜市役所 4 階 第 1 会議室
3. 出席委員 委員長 児 玉 善 郎（大学教授）
 委員 丹 羽 重 則（元市収入役）
 委員 奥 野 暁 （土地家屋調査士）
 委員 中 原 弘 道（元県職員）
4. 事務局職員 新美総務部長、内田グループリーダー、杉浦主幹、
 稲垣主任、毛利主事、稲葉主事
5. 議事概要

（1）平成 26 年度 後期入札案件の検討について

平成 26 年度後期検討案件	7 件
内 指名競争入札案件	4 件
条件付一般競争入札案件	3 件

主な質疑・回答

質問・意見	回 答
<p>（1）平成 26 年度 後期入札案件検討について</p> <p>①庁用器具購入（その 3） （物品：指名競争入札）</p> <p>○未受領が 1 者で、理由として指名通知のメールを見落とししたということですが、通知文として書面では出していないのですか。</p> <p>○書面で通知を出すことも一考ではないかと思いますがどうですか。</p> <p>○電子入札での指名通知に関して何かルー</p>	<p>○書面通知はしておりません。電子システムを通じ指名通知が送信される形となります。</p> <p>○積極的に情報を得ることも業者が努力すべきところではないかと考えております。</p> <p>○原則、水曜日に入札を実施するようにし</p>

<p>ルのようなものはありますか。</p> <p>○上位2者だけが事後公表の予定価格範囲内であったということと、予算計上時の見積り業者との関係性についてはどうですか。</p> <p>○参考見積りを徴取する時に、業者に他の業者からも参考見積りを徴取するという事は伝えますか。伝えることで業者は、金額をより安くしなければという気持ちになるのではないのでしょうか。</p>	<p>ておりますので、指名競争入札時の指名通知日は、前週の火曜日に原則実施するよう運用しております。</p> <p>○指名5業者のうちの2者から見積書を徴取し、そのうちの安い金額で予算計上をしています。</p> <p>○何者から見積りを徴取するという事までは伝えません。予算計上時には複数業者から参考見積りを徴取しています。高浜市は複数から参考見積りを徴取していることが業者に周知されれば、金額が安くなるかも知れません。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>この案件は、1者について入札額未受領の案件であるが、未受領の理由については、指名通知のメールを見落とししたことが確認された。それに対し、当市は指名通知日を、入札日前週の火曜日に原則実施するよう運用しており、業者側としても、メールは適宜チェックし、情報を得ることを努力すべきであることが示された。</p>	
<p>②消防団召集用サイレン撤去工事 (建築一式工事：条件付一般競争入札)</p> <p>○入札参加資格は6者あり、4者から応札があったわけですが、残り2者は、公告をみているのか、みていないのかはわかりますか。</p> <p>○4者から応札があり、予定価格事前公表のなかで落札業者以外は全て予定価格と同額で応札していますが、どう考えますか。</p> <p>○実勢単価を踏まえ、設計を組んだ場合、業者も予定価格をみて厳しい設計を組んでいることがわかったうえで入札すれば、自ずと落札率は高止まりしてしまう側面もあるということですか。</p>	<p>○わかりません。工事案件は、案件があれば、原則木曜日に公告がされることを業者は知っておりますので、業者は確認をしていると認識しております。</p> <p>○この案件は市で設計を組んでおります。そのなかで金額的に、ほぼ余裕のない設計が組まれたため、このような結果となったのではないかと考えております。</p> <p>○単価の高騰や職人の確保の問題等、かなり厳しい状況であることはよく聞かれることでもあります。また、落札率の問題につきましても、業者を取り巻く様々な事情もあり、予定価格の何%以内であれば適正であって、何%以上、何%以下であ</p>

	<p>れば不適正であるということは一概には いえない例ではあると思います。</p>
<p>【審議結果】 この案件は落札率が高い案件であるが、金額的に、ほぼ余裕のない設計が組まれたこと、単価の高騰や職人の確保の問題等により、このような結果となったのではないかと示唆された。また、落札率については、業者を取り巻く事情もあり、何%であれば適正であるということが一概にはいえない例であることが示された。</p>	
<p>③舗装修繕工事（市道 宮裏線） ④舗装修繕工事（市道 三高駅東線） （建築一式工事：条件付一般競争入札）</p> <p>○③では4者のうち3者が事前公表された 予定価格と同額、④でも4者のうち3者 で予定価格に非常に近い価格を提示して います。このように落札率が高く、事前 公表の金額とほぼ同額となる原因として は、例えば、特定の資材が高騰している であるとか、労務単価が高騰している ということなのでしょう。</p> <p>○資材の高騰といわれましたが、どうよう な資材が高騰しているのでしょうか。ま た、賃金が高騰しているのなら、現在の 県の設計単価から何%ほど実質単価が上 がっているのか、そのあたりはわかりま すか。</p>	<p>○人手不足、資材の高騰、人件費の高騰な どが影響しておるのではないかと考えて おります。</p> <p>○積算単価及び歩掛りにつきましては、愛 知県の標準歩掛り及び標準単価を用いて います。積算単価については、建設物価 調査会や経済調査会の建設資材単価を反 映した形で出しています。それらの単価 が、2ヶ月後になって反映されるものも ありますし、すぐ反映されるものもあり ます。県の単価が適正単価であるとして 積算しますので、その時点での高騰した 価格に合わせた積算を行っているという 状況です。また、労務単価の関係でいい ますと、国交省の基準では、2月から 4.2%労務単価を引き上げるという通知 が出ています。したがって、これに合わ せて県も単価を引き上げていくと思いま す。それを受けて市も合わせていく流れ になりますので、上げる時期の時間的な ズレも発生する要因ではあります。</p>

<p>○③は参加可能業者数9者のうち、4者が応札、④は参加可能業者数7者のうち、3者が応札ということですが、公告をみていないのか、公告はみているが、事前公表されている予定価格以下では応札できないと判断しているのか、そのあたりの把握はできるのですか。</p> <p>○土木一式工事では市内業者7者あり、うち3者は応札がありませんが、なぜですか。</p>	<p>○理由の1つとしては、技術者の不足ということがあると思います。必ず専任の技術者を付けなければなりません。また、技術者が他の工事にまわっているため専任の技術者を置けないであるとか、仕事は欲しいけれども行えないという事情も小規模な業者ではあると思います。仕事が必要ない業者はないと思いますので、予定価格が低いのか、技術者がいないためなどが考えられます。</p> <p>○3者のうち、2者は造園業が主体の業者です。土木一式の資格も持っておりますので、参加も可能であるということになります。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>この2案件は条件付一般競争入札で高落札率の案件であるが、その原因としては、人手不足（技術者不足）、資材や人件費（労務単価）の高騰などが影響していることが示唆された。標準歩掛り及び標準単価に関しては、愛知県のものを用いているが、反映される時期のズレも発生する可能性があることが確認された。</p>	
<p>⑤小学校屋内運動場非構造部材耐震化対策 実施設計業務委託 (委託：指名競争入札)</p> <p>○入札参加者選定基準が5人以上となっていますが、9者選定されている理由はあるのですか。</p> <p>○落札率が67.60%と非常に低いですが、設計金額を組む際に、②の案件ではないですが、ギリギリの線で組んだのか、ある程度余裕をもって組んだのか、そのあたりはどうなのでしょう。</p>	<p>○建設コンサル案件の場合は、なるべく競争性を発揮したいということで選定基準として、1ランク上ということで基準が5者であっても7者、7者の基準であれば9者を選定しております。</p> <p>2者追加した理由につきましては、非構造部材の耐震化設計実績がある業者を追加したためです。</p> <p>○工事と同様に、設計の標準単価も、県の歩掛りで設計金額を算出しています。その金額が予定価格そのものであると思います。入札金額が低かった業者は、愛知県内で同様の業務を多く手掛けているよ</p>

<p>○参考見積りはどこからとっていますか。</p> <p>○見積りは業者に直接現場に来てもらってから提出してもらうのか、電話等で状況を伝えるだけで提出してもらうのかどちらですか。</p>	<p>うです。他の7者は、市内業者1者を除いて大手企業ですので、県の標準単価に基づいて積算し、それより少し安い金額で札を入れたのではないかと思います。</p> <p>○指名業者のうちの1者から徴取しています。</p> <p>○この案件につきましては、実際に現場を確認して頂いた上で見積りを出していただいております。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>この案件は指名競争入札で入札参加者が9者、結果として落札率が低かった案件であるが、入札金額が低かった業者は、愛知県内で同様の業務を多く手掛けているようで、その2者間で競争性を発揮した結果であることが示唆された。</p>	
<p>⑥小学校他3校教育用コンピュータ及び学習用ソフト等の賃貸借に伴う機器類の基本価格(物品：指名競争入札)</p> <p>○予定価格が8,000万円を超える高額な案件ですが、いわゆるパソコンメーカーが選定業者に入っておらず、近隣市の業者のみとなっている理由を教えてください。</p> <p>○地元・近隣業者の育成のため、大手業者を選定されていないということですが、結果的に9者のうち5者が辞退していますがどうですか。</p>	<p>○大手のパソコン業者が選定されていない理由については、地元業者を優先したいということです。また、近隣業者で小中学校への納入実績のあるパソコン関係を取り扱っている業者を入札参加者等審査委員会等で選定いただいております。</p> <p>○パソコン動作上で不具合がでることがありますので、その場合に、すぐに駆けつけてくださる業務上のメリットも考慮し選定していただいきたいとの思いがありましたが、ここまで多くの業者が辞退されるとは予測しておりませんでした。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>この案件は指名競争入札で、業者を9者選定したにもかかわらず、5者が辞退し落札率も高かった案件である。地元・近隣業者の育成や、パソコン動作上で不具合があった際のサポートが、迅速に可能であることを目的として業者の選定を行ったが、結果として辞退が多かったため、今後の業者選定に検討が必要であることが確</p>	

認された。

⑦人事情報総合システム借上
(物品：指名競争入札)

○7者指名しても、様々な理由から5者が
辞退していることについて、どう考えて
いますか。

○過去の実績や近隣市の実績を踏まえて、
指名させていただいています。辞退理由
は様々ですが、業者にとってはあまり旨
みのある案件ではないのかなとは思いま
す。リース業者としてはただ単にリース
率をかけるだけで、別に契約したソフト
も一緒に貸し出すという少し変わったリ
ースでもあるため、辞退が多いかもしれ
ないと考えております。

【審議結果】

この案件は指名競争入札で、業者を7者選定したにもかかわらず、5者が辞退し
落札率も高かった案件であるが、このようなシステムの入札案件の場合にはシステ
ムと機器等の相性でなどの条件もあり、結果的として2者のみの応札となった。次
回の指名は5年後になるが、その際には、今回辞退した業者を入れ替えるなど工夫
が必要であることが確認された。

(2) 意見具申について

第2回入札監視委員会にて検討することとされた高浜市入札・契約制度に
関する意見具申について、前回から今回の委員会までの間に、各委員と事務
局との間で事前に検討・調整がなされた。そのなかで、意見具申(案)が示
され、その内容のとおり市長に意見具申することとした。